

参加者募集 夏休みの自由研究にピッタリ！親子で水の大切さを学ぼう

水道水をつくる浄水場の見学や漏水調査体験を通じて夏休みに親子で水の大切さを学んでみませんか。

「浄水場見学&水の実験」イベント

日時 7月29日(日)9時30分～12時

会場 市之井手浄水場(溝辺町)

対象 小学生とその保護者

定員 15組(先着順)



水をきれいにする実験

水の週間イベント「水漏れを探してみよう！」

日時 8月5日(日)10～12時

会場 水道管路管理センター(保免中三丁目)

内容 水道管の漏水調査・応急給水体験など

対象 小学生とその保護者

定員 15組(先着順)



水道管の漏水調査体験

〈共通事項〉

申し込み 7月2日(月)～20日(金)(必着)までに電話・eメールで参加イベント名、保護者と参加児童の氏名(ふりがな)、電話番号を(企)水道サービス課 kg-service@city.matsuyama.ehime.jpへ

☎(企)水道サービス課 ☎998-9885・☎948-0727

俳都松山×俳句ポスト50周年 ～秋高し俳句ポストの五十年～

7月23日(月)(消印有効)までに申し込みを

俳句ポスト設置50周年を記念して、俳句ポストの歩みを紹介するトークイベントや、一対一の句合わせ対決「俳句対局」を開催します。

日時 9月29日(土)▶開演=13時～(開場=12時～)

会場 松山市民会館(堀之内)中ホール
内容【第一部】=「50周年記念 俳句ポストトーク!」▶出演=俳都松山大使の夏井いつきさん、俳都松山俳句ポスト選者・「櫛」副主宰の櫛部天思さん

【第二部】=「50周年記念 俳句対局」▶「俳都松山俳句ポスト」にちなんだ題で、一対一の句合わせ対決を実施▶解説=夏井いつきさん、出演=高野ムツオさん、坊城俊樹さん、岸本尚毅さん、関悦史さん、北大路翼さん ほか

定員 500人(先着順・全席自由。入場整理券が必要)

申し込み 7月1日(日)～23日(月)(消印有効)までにはがき・eメール(いずれも1人1通)で、住所、氏名、電話番号、申し込み人数(2人まで)を〒790-8571文化・ことば課



俳都松山大使の夏井いつきさん



櫛部天思さん



昭和43年に松山城長者ヶ平に設置した第1号俳句ポスト

(市役所本館5階) haito@city.matsuyama.ehime.jpへ(8月下旬に整理券を発送)

※電話での申し込みは受け付けていません

☎文化・ことば課 ☎948-6952・☎934-1287

国民健康保険の保険証が更新されます

現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(火)です。新しい保険証は7月末までに各世帯に郵送します(7月20日(金)から順次発送)。70～74歳までの人の保険証は、高齢受給者証も兼ねています。8月になっても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

■ 70～74歳までの人の保険証には負担割合が表示されます

負担割合は(3割、2割、2割(特例措置により1割))のうちいずれかが表示されます。

■ 負担割合の判定と収入額による再判定

70～74歳までの人の負担割合は下図の流れで決まります。

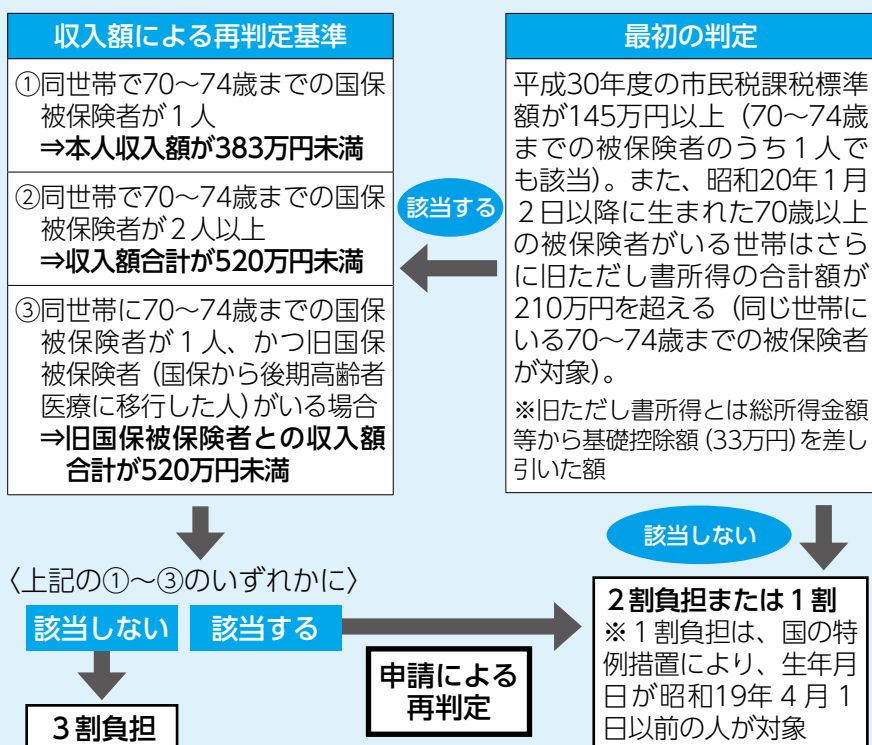
■ 負担割合が軽減される場合

3割負担となった人で、収入額による再判定基準を満たす場合、申請により負担割合が軽減されます(該当の可能性のある人には別途申請書を送付)。

■ 保険証の項目表記の変更

- ①「国民健康保険被保険者証」が「愛媛県国民健康保険被保険者証」へ
- ②「資格取得年月日」が「適用開始年月日」へ
- ③「保険者名」が「交付者名」へ

【負担割合の判定基準および収入額による再判定基準】



☎国保・年金課 ☎948-6363・☎934-2631

介護保険負担割合証を交付します

要支援・要介護認定などを受けている人には、介護サービスなどを利用するときの自己負担割合を明記した「負担割合証」を7月中旬に発送します。介護サービスや介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用するとき、サービス事業所または施設に提出してください。

【負担割合】

65歳以上=1割、2割または3割(制度改正により、特に所得の高い人は8月から3割負担になります)▶64歳以下=1割

【負担割合の適用期間】

8月1日(水)～翌年の7月31日(水)まで(1年間。毎年発行)

※今後、新たに認定された場合はその都度発送

【利用者負担の割合】

| | |
|-------------------|---|
| 3割 (平成30年8月から) | 次の①②を両方満たす場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上 |
| 2割 | 3割に当てはまらない人で、次の①②を両方満たす場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上 |
| 1割 | 上記以外の人 |

※合計所得金額=年金収入や給与収入・事業収入などから公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額。8月からは「合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用いる

☎介護保険課 ☎948-6885・6924・☎934-0815